

## 家電リサイクル制度評価検討小委員会の検討状況について

- 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）については、附則の見直し規定に基づき、平成 18 年 6 月より中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「合同会合報告書」という。）が取りまとめられた。
- 現在、当該報告書等の内容を踏まえ、施策の具体化に取り組んでいるところであり、平成 20 年度から毎年 1 回合同会合を開催し、施策の進捗状況の確認を行っている。本年度は平成 22 年 12 月 17 日に第 19 回合同会合を開催し、
  1. 各種調査結果等の報告
  2. 個別対策の状況について報告を行った。
- 各種調査結果等の報告としては、「家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況」に関し、引取台数が全体として着実に増加する中、月別の動向を品目別に見ると、テレビは、平成 21～22 年度に大きく増加し、前年度比で約 20%～200%増で、それぞれ推移している旨、報告を行った。再商品化の実績も、家電リサイクル法で定める再商品化等基準を上回り、過去 3 年の実績においても、高い水準で推移している旨、報告した。
- また、「不法投棄の状況」に関し、平成 21 年度の廃家電四品目の不法投棄台数（推計値）が 133,207 台（前年度比 11.6%増）となり、平成 15 年度をピークに減少傾向を示して以降、初めて増加に転じたことや、不法投棄の増加の要因の一つとして考えられる違法な不用品回収業者については、「違法な不用品回収業者への対応」と題し、環境省としての取組等について報告を行った。
- さらに、個別対策の状況としては、「ブラウン管のリサイクル等に関する検討について」と題し、特定家庭用機器のブラウン管ガラスについては、現在の廃棄物処理法では埋立処分を想定していないことから、当該ブラウン管ガラスを埋立処分する場合の適切な技術的措置のあり方を主眼とした技術的な検討を行っている旨、報告を行った。